

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○住宅確保配慮者居住支援法人の指定（三件）
……（都市整備局住宅政策推進部民間住宅課）……

○平成三十年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……
……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……

告示（選）

○政治団体の届出……

○政治団体の届出事項の異動の届出……

○政治団体の解散の届出……

○資金管理団体の指定の届出……

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……

○資金管理団体の取消しの届出……

告示（海区漁調）

○東京海区におけるそでいか漁業の制限……

告示

東京都告示第七百八十号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」とい

う。）第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称
ホームネット株式会社
- 二 支援法人の住所
新宿区大久保三丁目八番二号新宿ガーデントワー
- 三 支援業務を行う事務所
新宿区大久保三丁目八番二号新宿ガーデントワー
- 四 指定年月日
平成三十年五月八日

東京都告示第七百八十一号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称
特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会
- 二 支援法人の住所
港区芝公園二丁目六番八号
- 三 支援業務を行う事務所
港区芝公園二丁目六番八号日本女子会館四階
- 四 指定年月日
平成三十年五月八日

東京都告示第七百八十二号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称
特定非営利活動法人リトルワンズ
- 二 支援法人の住所
杉並区阿佐谷南三丁目三十七番地十号三〇一室
- 三 支援業務を行う事務所
杉並区阿佐谷南三丁目三十七番地十号三〇一室
- 四 指定年月日
平成三十年五月八日

東京都告示第七百八十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。
平成三十年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理美容師

ア 第四回

平成三十年十月十五日、同月十六日及び同月二十

二日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

(二) 管理美容師

ア 第五回

平成三十年十月一日、同月二日及び同月九日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 第六回

平成三十年十月十五日、同月十六日及び同月二十

二日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料

一万六千円

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六

条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること

とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ

ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称

等を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

東京都選挙管理委員会

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
ありがとうクラブ	伊坂 勝泰	伊坂 正海	荒川区南千住5-9-6	H30. 4. 11
五十嵐ひろゆき後援会	木村 文治郎	工藤 てい子	立川市曙町1-9-13	H30. 4. 9
育児支援と防災緑地と平らかな歩道の中野を創る会	吉田 康一郎	岩田 真	中野区新井1-1-16	H30. 4. 10
入江あゆみ後援会	入江 愛弓	高木 章成	豊島区目白3-1-36	H30. 4. 25
小川きょうこ後援会	小川 恭子	小川 恭子	東村山市美住町2-5-1	H30. 4. 26
区民の声を聴く中野区政を実現させる会	松井 奈穂	菫澤 進	中野区大和町1-54-6	H30. 4. 6
元気な中野をつくる区民の会	安藤 文隆	篠原 文彦	中野区中央5-12-1	H30. 4. 27
行動する堀切笹美後援会	堀 伸行	井上 千絵	新宿区高田馬場4-22-10	H30. 4. 19
幸野おさむ後援会	幸野 統	幸野 統	国分寺市東恋ヶ窪4-18-8	H30. 4. 10
こうら東世と目黒を元気にする会	小浦 東世	小浦 東世	目黒区中町2-2-16	H30. 4. 20
酒井たくや後援会	酒井 琢也	酒井 千穂	中野区東中野4-25-5	H30. 4. 11
さとう裕彦の会	藤田 正	福島 真義	品川区東大井5-14-16	H30. 4. 18
品川区未来技術研究会	高野 洋介	神宮 宏和	品川区荏原2-12-2	H30. 4. 9
情報公開しんじゅく	田中 ゆきえ	田中 ゆきえ	新宿区高田馬場3-34-14	H30. 4. 26
杉山司後援会	杉山 司	杉山 和恵	中野区東中野1-24-2	H30. 4. 27
政経懇話会	西田 譲	澤畑 環	千代田区永田町2-17-3	H30. 4. 23
田中大輔後援会	田中 大輔	篠原 文彦	中野区中央5-12-1	H30. 4. 27
チームここに幸あれ!	幸野 統	幸野 統	国分寺市東恋ヶ窪4-18-8	H30. 4. 10
仏教党	三浦 久雄	三浦 和子	青梅市今井1-371-2	H30. 4. 12
望月翔平後援会	尾崎 由香利	長谷川 善太	八王子市北野町590-3	H30. 4. 20

備考 従来、政経懇話会は総務大臣に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体になったものである。

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都足立区第二十五支部	鯨井 実	代表者の氏名	鯨井 実	鯨井 光治	H30. 3. 28
自由民主党東京都江東区第三十支部	若林 茂	会計責任者の氏名	若林 恵子	若林 ミイ	H30. 4. 2
自由民主党東京都江東区第三十二支部	米沢 和裕	主たる事務所の所在地	江東区北砂3-27-20	江東区東陽5-31-21	H29. 12. 27
自由民主党東京都千代田区第十九支部	高澤 秀行	主たる事務所の所在地	千代田区神田三崎町2-15-12	千代田区三崎町2-15-12	H30. 1. 1
自由民主党東京都豊島区第二十六支部	松下 創一郎	主たる事務所の所在地	豊島区目白2-3-20	豊島区目白2-16-17	H29. 1. 15
自由民主党東京都目黒区第四十一支部	小林 佳奈子	主たる事務所の所在地	目黒区原町1-12-2	目黒区目黒本町5-27-17	H30. 3. 21
自由民主党東村山総支部	木原 誠二	会計責任者の氏名	三橋 香菜女	有馬 慎二	H30. 4. 2
自由民主党日の出総支部	加藤 光徳	会計責任者の氏名	平野 隆史	東 玉喜	H29. 5. 3
東京維新の会	馬場 伸幸	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-17-17	大田区千鳥2-35-5	H30. 4. 1
			代表者の氏名	馬場 伸幸	藤巻 健史
日本共産党世田谷地区委員会	尾中 啓司	代表者の氏名	尾中 啓司	三田 真紀	H30. 3. 25
日本共産党東京都墨田地区委員会	伊藤 大気	代表者の氏名	伊藤 大気	西 恭三郎	H30. 4. 1
日本共産党東京都南多摩地区委員会	中野 昭人	代表者の氏名	中野 昭人	田川 豊	H30. 3. 30
			会計責任者の氏名	山岸 晴彦	柿沢 繁
民進党東京都第12区総支部	鈴木 裕子	会計責任者の氏名	栗田 俊之	和田 宗春	H30. 4. 4
民進党東京都第14区総支部	清水 啓史	主たる事務所の所在地	荒川区西日暮里2-28-8	荒川区西日暮里2-45-5	H30. 4. 2
立憲民主党東京都連合	長妻 昭	政治団体の名称	立憲民主党東京都連合	立憲民主党東京都総支部連合会	H30. 4. 25

●東京都選挙管理委員会告示第八十号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
あらお大介後援会	和田 正子	主たる事務所の所在地	大田区西蒲田6-34-7	大田区田園調布南12-12	H30. 3. 28

平成三十年五月二十九日

東京都選挙管理委員会

あらお大介後援会	和田 正子	代表者の氏名	和田 正子	小塚 忠	H30. 3. 28
荒川なお後援会	岩本 清太郎	主たる事務所の所在地	板橋区坂下1-26-11	板橋区坂下1-26-10	H30. 4. 1
荒木あきひろ後援会	荒木 和幸	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 25
石井めぐみ後援会	石井 葉子	会計責任者の氏名	石井 葉子	中野 恵理	H30. 3. 31
市川克宏後援会	山口 和男	代表者の氏名	山口 和男	吉澤 恒雄	H30. 4. 16
内山真吾を育てる会	内山 真吾	会計責任者の氏名	内山 朋花	内山 啓子	H30. 4. 1
小田切かずのぶ後援会	小田切 和信	会計責任者の氏名	田畑 克己	金子 裕亮	H30. 4. 18
柿沢ゆきえ後援会	柿澤 幸絵	政治団体の名称	柿沢ゆきえ後援会	野上ゆきえ後援会	H29. 7. 23
		主たる事務所の所在地	江東区富岡1-26-21	江東区富岡1-26-18	H30. 4. 2
菊地秀信励ます会	菊地 秀信	主たる事務所の所在地	荒川区西尾久7-14-2	荒川区西尾久5-7-5	H30. 4. 1
きたしろ照二郎後援会	北城 照二郎	主たる事務所の所在地	千代田区神田猿楽町2-3-3	千代田区猿楽町2-3-3	H30. 1. 1
ケンウッドグループユニオンHappyLife倶楽部	藤田 康昭	会計責任者の氏名	羽田 一城	伊藤 徹	H30. 3. 17
幸福実現党池袋後援会	坂本 隆一	会計責任者の氏名	氏原 敬子	岡崎 誠二	H30. 3. 1
小林かなこ後援会	小林 佳奈子	主たる事務所の所在地	目黒区原町1-12-2	目黒区目黒本町5-27-17	H30. 3. 21
ささぬま隆一後援会	笹沼 隆一	主たる事務所の所在地	板橋区高島平2-33-1	板橋区大原町14-15	H30. 3. 29
佐藤さとると練馬を創る会	佐藤 悟	会計責任者の氏名	佐藤 圭子	大竹 隆司	H30. 4. 18
産業政策・政策制度をすすめる会	弥久末 顕	会計責任者の氏名	押田 卓也	芝 恵造	H30. 4. 6
じつかわ圭子と東大和の未来をつくる会	実川 圭子	会計責任者の氏名	浅師 陽子	小笠原 扶美子	H30. 4. 1
新宿歯科医師連盟	米山 和伸	会計責任者の氏名	横江 順	矢郷 生和	H30. 4. 11
税理士による松本文明後援会	若井 英之	代表者の氏名	若井 英之	下田 政廣	H30. 3. 29
東京自治フォーラム	軍司 輝雄	代表者の氏名	軍司 輝雄	遠藤 幹夫	H30. 4. 17
都議会民主躍進の会	中村 洋	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-22-5	調布市布田2-30-4	H30. 4. 1
		代表者の氏名	中村 洋	尾崎 大介	H30. 4. 1

都議会民主躍進の会	中村 洋	会計責任者の氏名	西澤 圭太	齊藤 敦	H30. 4. 1
都民ファーストの会白戸太朗後援会	白戸 太朗	主たる事務所の所在地	江東区木場5-3-8	江東区木場2-6-7	H29. 9. 1
		会計責任者の氏名	太田 浩正	小谷 亮太	H30. 1. 1
都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	滝田 泰彦	主たる事務所の所在地	八王子市寺町43-9	八王子市別所1-18-4	H30. 2. 20
中岡まき後援会	中岡 菜妃	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	H29. 12. 31
ながつま昭を応援する会	嶋村 勲	会計責任者の氏名	葉山 千津子	道倉 恵子	H30. 3. 31
西東京ユナイテッド	沢田 隆二	主たる事務所の所在地	西東京市谷戸町3-22-11	西東京市泉町6-1-4	H29. 3. 25
東まり子を応援する会	東 真理子	会計責任者の氏名	東 征宏	近澤 玲子	H30. 3. 20
東大和・生活者ネットワーク	千葉 絵子	会計責任者の氏名	小笠原 扶美子	長澤 妙子	H30. 4. 1
ひとりひとりにやさしい市政へ	伊沢 桂子	代表者の氏名	伊沢 桂子	川路 茂	H30. 4. 4
藤原正則の会	藤原 正則	会計責任者の氏名	藤原 正則	石川 実	H30. 4. 2
府中から東京の未来を創る	篠原 定	主たる事務所の所在地	府中市宮町1-9-1	府中市栄町1-18-3	H30. 4. 24
松下そう一郎後援会	松下 創一郎	主たる事務所の所在地	豊島区目白2-3-20	豊島区目白2-16-17	H29. 1. 15
三雲崇正を育てる会	三雲 崇正	主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場1-17-17	新宿区西早稲田2-17-19	H29. 4. 1
やすはら和美後援会	中島 代史江	会計責任者の氏名	安原 和美	池田 悠亮	H30. 4. 26
若林茂後援会	若林 茂	会計責任者の氏名	若林 恵子	若林 ミイ	H30. 4. 2
都民ファーストの会江東区第一支部	白戸 太朗	主たる事務所の所在地	江東区木場5-3-8	江東区木場2-6-7	H29. 9. 1
		会計責任者の氏名	太田 浩正	小谷 亮太	H30. 1. 1
都民ファーストの会八王子市第二支部	滝田 泰彦	主たる事務所の所在地	八王子市寺町43-9	八王子市別所1-18-4	H30. 2. 20

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都葛飾区第三十六支部	村田 廣司	H30. 3. 31
自由民主党東京都食糧支部	木村 良	H30. 3. 31
民進党東京都渋谷区支部	北條 博一	H30. 4. 1
民進党東京都第11区総支部	前田 順一郎	H30. 3. 20
民進党東京都東久留米市支部	齋藤 実	H30. 4. 9

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
あしざわ一明後援会	柳沢 定助	H30. 4. 10
荒木あきひろ後援会	荒木 和幸	H30. 3. 20
石井みどり東京都後援会	大越 壽和	H30. 4. 19
石黒きみあきを育てる会	石黒 公章	H29. 12. 31
岡崎誠二後援会	坂本 隆一	H30. 3. 12
行政サービスNO. 1渋谷	佐々木 弘明	H30. 4. 6
幸福実現党日野七生後援会	須一 和晃	H30. 3. 21
酒井たくや後援会	酒井 琢也	H30. 4. 11
佐藤さとると練馬を創る会	佐藤 悟	H30. 4. 18
杉並区政を住民にとりもどす会	東本 久子	H30. 4. 5
鈴木けんぼうを都政に送り出す会	鈴木 建邦	H30. 4. 10
多摩市民のための政策を実現する会	平山 準也	H30. 3. 31

●東京都選挙管理委員会告示第八十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日
東京都選挙管理委員会

西村まさみ東京都後援会	大越 壽和	H30. 4. 19
日本共産党可知佳代子後援会	藤田 敏夫	H30. 3. 28
長谷川たかし後援会	長谷川 崇	H30. 3. 31
村田廣司後援会	茂木 明治	H30. 3. 31
山下太郎と明日をつくる会	山下 太郎	H30. 4. 9

●東京都選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊坂 勝泰	都議会議員	ありがとうクラブ	荒川区南千住5-9-6	H30. 4. 4
入江 愛弓	区議会議員	入江あゆみ後援会	豊島区目白3-1-36	H30. 4. 25
幸野 統	市議会議員	幸野おさむ後援会	国分寺市東恋ヶ窪4-18-8	H30. 4. 10
酒井 琢也	区議会議員	酒井たくや後援会	中野区東中野4-25-5	H30. 4. 11
杉山 司	区議会議員	杉山司後援会	中野区東中野1-24-2	H30. 4. 21
田中 大輔	区長	田中大輔後援会	中野区中央5-12-1	H30. 4. 24

●東京都選挙管理委員会告示第八十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
柿澤 幸絵	柿沢ゆきえ後援会	政治団体の名称	柿沢ゆきえ後援会	野上ゆきえ後援会	H29. 7. 23
		主たる事務所の所在地	江東区富岡1-26-21	江東区富岡1-26-18	H30. 4. 2
菊地 秀信	菊地秀信励ます会	主たる事務所の所在地	荒川区西尾久7-14-2	荒川区西尾久5-7-5	H30. 4. 1
桜井 純子	桜井純子とコスモスの会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	H30. 4. 23
笹沼 隆一	ささぬま隆一後援会	主たる事務所の所在地	板橋区高島平2-33-1	板橋区大原町14-15	H30. 3. 29
白戸 太朗	都民ファーストの会白戸太朗後援会	主たる事務所の所在地	江東区木場5-3-8	江東区木場2-6-7	H29. 9. 1
滝田 泰彦	都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	主たる事務所の所在地	八王子市寺町43-9	八王子市別所1-18-4	H30. 2. 20
三雲 崇正	三雲崇正を育てる会	主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場1-17-17	新宿区西早稲田2-17-19	H29. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた
旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に
より、次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
酒井 琢也	酒井たくや後援会	H30. 4. 11
佐藤 悟	佐藤さとると練馬を創る会	H30. 4. 18
長谷川 崇	長谷川たかし後援会	H28. 12. 31
平山 準也	多摩市民のための政策を実現する会	H30. 3. 31
山下 太郎	山下太郎と明日をつくる会	H30. 4. 9

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第四号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十年五月二十九日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

(二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、

三十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに平成三十年七月三十日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、平成三十年七月一日から平成三十一年六月三十日までとする。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001